

○福島委員長

- ・ 最終段階に入っているので効率良く検討していきたい。
- ・ まず市民から寄せられた意見の中に、「最も大切な規範」の「最も」について、他の条例との上下関係がないのに誤解される恐れがあるため、「基本的かつ大切な規範」とするのはどうか、という意見がある。「基本的かつ大切な規範」とすることも良い意見である。我々も、条例は国の法令の範囲内で、かつ、条例間で上下関係はないことを前提に検討してきた。仮に自治基本条例と相反するような条例が制定されたとしても、それが違法無効となることはおそらく無い。ただし、相反する条例が存在することは、市民にとっても、市にとっても混乱を招くため、整合を図る必要はあるだろう。これらのことを踏まえた上で、市政・まちづくり全体の基本として、その方向性を示す条例であるため、「理念」として「最も大切な規範」としているので、修正しなくても良いと思うが、何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 変更しなくても良いと思う。規範なので、法令ではない。【考え方・解説】で「市政を含むまちづくり全体を支え、その方向性を示す」ともしている。市民にも親しんでほしいという思いからこのように表記している。

○福島委員長

- ・ 原案のままで良いということである。市民から貴重な意見を頂いたが、これまでも議論をしたところでもあるので、修正はしない。
- ・ 前回に引き続き、住民投票の条項について、特に外国人参政権につながるので反対であるという意見が多く出されている。この問題について、検討委員会では、専門的な議論が必要という考えからあまり最近では検討しなかったが、最終段階なので、最後に、住民投票について提案させていただきたい。
- ・ 検討委員会では、あくまでも二元代表制・間接民主制を前提にしたうえで、住民の意志を直接示す機会として住民投票を出来るようにしたい。あくまでも間接民主制の補完的な位置付けとして考えている。住民投票の具体的な方法については、市長と議会に検討を委ねようとしていた。専門的な議論を任せの方が良いというスタンスをとっていた。
- ・ しかし反対意見が多く寄せられているのは、我々が明確な結論を出していないため、それが誤解を招いているところもあると思う。そのため、多くの人が合意できる場所で明記した方が良いのではないかと考えている。現状としては、別に定める住民投票条例を「非常設型」として、投票権者を「有権者（選挙権のある者）」に限るとするという提案をしたいが、皆さんの意見を伺いたい。

○染谷委員

- ・ 福島委員長の意見に賛成である。理由はコストがある。123万人の都市で住民投票を行う際には一般選挙と同時の方が良い。選挙と住民投票を同時に行う場合、有権者に限るとしたほうが投票者は混乱しない。

○中津原副委員長

- ・ 検討委員会では「別に条例に定めるところにより」とし、常設型・非常設型や投票権者について定めない形で議論してきた。住民投票を実施できることを担保し、その他の詳細は市長や議会等による専門的な検討に委ねようと考えていた。しかし、投票権者を限定しない条文

とすることにより誤解を生んでいるようだ。したがって、妥当な範囲で投票権者を明記することは必要である。

○堀越委員

- ・ 原案のままで良い。第19条第1項の【考え方・解説】の3つ目の「○」で「社会や世論の動向を踏まえ、様々な意見を聴きながら、専門的な見地から慎重かつ十分に議論することが必要と考え、ここでは住民投票を実施する場合には、別に住民投票に関する条例の制定が必要であることを規定するに留めています」としている。また、二代表制を前提とし、議会や市長の考えを踏まえることを明記している。これを前提とし、検討委員会に多くの意見を頂いたことを市長に引き継ぎ、検討していただきたい。この段階で、重要な論点を書き込むことには違和感がある。
- ・ 検討委員会では委員の得意な分野を活かし、足りない部分は勉強しながらここまで来た。その中で考え方の違いについても学んできた。このように、これまで誠心誠意議論をし、その経緯は信頼している。しかし、住民投票については、【考え方】を決めて以降の議論が足りないまま今に至っていると感じているので、改めて検討しないまま書き込むことには反対である。ただ、委員長への提起についてこれまでに合意されているということなのであればかまわない。

○中津原副委員長

- ・ 原案は何も決めないまま書かれているので、極めて分かりづらいことは確かである。

○湯浅委員

- ・ 現在の検討委員会のコンセンサスは原案であるので、論点を明確にすることは適当ではない。分かりづらい部分はあるかもしれないが、結論を先送りとして、このままのほうが良いように思う。

○高橋委員

- ・ 原案の方が良い。これまでの議論では将来、住民投票について検討する人達の選択肢を狭めないようにしたいという思いがあった。染谷委員の意見についても、別の条例で定める際に決めることによりクリアできると考えられる。財政状況や住民投票のテーマによって変えられる選択肢を残しておいた方が良い。

○小野田委員

- ・ これまでの検討の結果は、その都度条例で定めるということであった。個人的には、有権者に限るという思いであり、非常設型でその都度条例を作るというイメージであったので、そうした方が良い。

○内田委員

- ・ 昨日の新聞で住民の行政参加について、三鷹市や札幌市等が進んでいるということが報道されていた。その記事の中では自治基本条例が制定されていることが共通事項とのことであった。自治基本条例の中で住民投票を定めることは市民参加の観点からも非常に重要である。個人的には住民投票の投票権者は有権者で良いと考えている。

○福島委員長

- ・ 現状のままで良いという意見と、有権者に限って非常設型にするという意見の両方ある。市民からの意見では、明確になっていないことが問題視されている。そこで、かつて含めてい

た「案件ごとに」を書き込み「非常設型」としたうえ、投票権者に限るように明記し、【考え方・解説】で今の議論の内容を書き込むという対応方法はどうか。

○中津原副委員長

- ・ 現状のさいたま市ではそれで良いと思う。だが、常設型にするのであれば投票権者を書き込む必要があるが、非常設型にするのであれば投票権者を定めることが適当ではないように思う。投票権者を「原則として有権者」とし、ある程度の方向性を示すことはどうか。

○福島委員長

- ・ 条文には、投票権者を「有権者」として明記し、【考え方・解説】に考え方を書き込みたい。
- ・ この案でパブリックコメントにより市民の意見をあおぎ、新たに市長と議会による審議・判断に委ねたい。

○高橋委員

- ・ パブリックコメントの機会があるのであれば、その段階で判断してもらえば良いのではないかと。狭めるのは後からでも可能である。非常設型であることには賛成だが、テーマによっては将来世代の投票権を確保することをこれまで検討してきた。その可能性を閉じるのはよくない。パブリックコメントの段階で多く反対の意見があれば、その段階で修正をかければ良いのではないかと。

○中津原副委員長

- ・ 選択肢は広げても狭めてもパブリックコメントで意見は出せる。

○高橋委員

- ・ 選択できる形を広くしてパブリックコメントを行った方が良い。

○中津原副委員長

- ・ それでは分かりづらいということである。明確に書いて意見を求めた方が分かりやすい。

○小野田委員

- ・ 自治基本条例は市民参加で作る条例であるので、市民の誤解を招く条例になるのであれば修正した方が良い。投票権者に関して誤解を招くようであれば、有権者に限ることを明記しておいた方が良い。

○福島委員長

- ・ この点については予期しなかった誤解が生じている。高橋委員の意見も理解できるが、多くの人が納得している部分を明記し、パブリックコメントで意見を頂くことにしたい。
- ・ 住民投票についての検討は以上である。続いて、条例案文のその他の修正についての検討に移りたい。

○事務局

- ・ 前回の委員会での検討を受けて修正し、事前に各委員に送付して意見を求めた。
- ・ 以前までは「市民が幸せを実感し」を「豊かで暮らしやすいまち」の前に付記しているのは第1章の総則のみで、それ以外は「豊かで暮らしやすいまち」のみとしていたが、全体的に記入した方が良いという意見があったので修正した。第17条の「市民及び市は、市民が幸せを実感し～」や「市民は、市民が幸せを実感し～」について「市民」が重なることに違和感があったが、委員より問題ないのではないかと意見を事前にいただいたので追記している。第27条以降では、「豊かで暮らしやすい」という言葉は入っているが、地域や区の

まちづくりに関する条項で、「区民は～」と「市民が～」が混在することに違和感があったので「市民が幸せを実感し」は付けていない。それ以外の部分では違和感はなかった。

- ・ 第4条の【考え方・解説】で、「市政を含むまちづくり全体を支え、その方向性を示す」とQ&Aにあわせて修正している。
- ・ 第30条で区民会議が「提言等」を行うことについて、以前は提言以外の取組が負担となって本来の役割に集中できなかつたということであったので、【考え方・解説】では「区長に提言その他これに関係する必要な活動」と修正した。
- ・ 第27条第2項で「暮らしやすい地域」となっていたが、他の条項と整合させるため「豊かで暮らしやすい地域」とした。
- ・ 前回、「努めるものとします」を「努めます」とすることについて検討したが、かえって厳しく聞こえるという議論があったので修正していない。

○福島委員長

- ・ 前回、「努めるものとします」という言い回しについて検討したが、「努めます」と言い切るの厳しく聞こえるということであった。

○中津原副委員長

- ・ 市民に分かりやすい日常的な用語で、別の条例とは差別化させて作りたかった。「ですます調」にはなったが、親しみのある日常的な文体になっていないことが不満である。特に、「もの」とします」という書き方について違和感がある。英語ではShallになる。「努める」という言葉に「もの」とします」とする必要はないのではないかと。「もの」とします」では「べきである」ととられるかもしれないが、「努める」に関しては不要と思う。越谷市の条例は読みやすい。せめて「努めるものとします」だけでも修正できれば良いと思い提案した。「努めます」については、いずれにせよ努力規定なので問題ないとする。

○福島委員長

- ・ 国の法令でも「努める」と「努めるものとする」の両者がある。立法技術としては「ものとする」とした方が柔らかい。条例らしさを残すために「もの」とします」が良いのではないかと議論であった。

○中津原副委員長

- ・ 理念を示す条例なので刑法等にならう必要はないと思う。

○高橋委員

- ・ 市民に近づけるように「ですます調」にした。効果が同じ場合、もう一步踏み込むことで親しみのあるようにできれば良い。

○福島委員長

- ・ 努力義務としての効果は同じだが、「ものとする」の方が柔らかい。柔らかな表現で十分とも言えるので、あえて言い切らないということである。条文としての志向を強めるのであれば条文に近い形で書きこんだ方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 規定としては柔らかいかもしれないが、堅苦しくはなっている。「もの」とします」は罰則につながるものではないという柔らかさであるが、「努める」ことも同じである。むしろ日常的な言葉で書いた方が良いという意見である。

○堀越委員

- ・ 「努めるものとします」を「努めます」とした方が市民感覚で分かりやすい。条例では「努めるものとします」となるかもしれないが、市民は「努めるものとします」と使わない。

○染谷委員

- ・ 前回、「努めます」では厳しく、「ものとします」は日常的には使わないが柔らかいということ議論した。「努めます」よりは柔らかい。

○福島委員長

- ・ 前回、事業者団体としては「努めるものとします」の方が良いということであった。前は「努めるものとします」という結論となったが、前回通りで良いか。

○中津原副委員長

- ・ 日常的な言葉で書こうと思ったが書けなかったということを最終報告の基本的な考え方に書ければ良い。

○事務局

- ・ 書くとすれば「1. 最終報告の基本的な考え方」の(3)か。

○福島委員長

- ・ 「ですます調」で工夫し、その法令用語を市民に分かりやすくしようと努めたが、条文としての形を維持するために「ものとします」という書き方を選んだという趣旨を書く。

○中津原副委員長

- ・ 第30条第1項の【考え方・解説】で、区民会議の設置目的である「提言等」に関して説明しているが、ここは狭めすぎに感じる。提言に関係する者に限られてしまう。例えば、見沼区の区民会議では、区長からの依頼は災害時の避難場所運営委員会の初期運営について検討することである。それに関連し、災害に強い見沼区づくりについて提言を考えている。これは区長からの依頼に関係するものである。しかし、来年度、視点を変えて、自然環境や自然の中でのレクリエーションを考えているが、原案ではそのことに関しては読めなくなってしまう。
- ・ イベントのためのイベントには批判があったが、まちづくりの情報発信や、提言にまつわるイベントも行われており、支持を得ている。イベントが必ずしも問題なわけではなく、区のまちづくりに応えるイベントもあるので、そのことを考慮すると狭めすぎである。
- ・ 「区長への提言、その他区における身近なまちづくりに関する活動」とするのはどうか。確かに、イベントなどの活動の比重が高かったことへの反省はある。しかし、必ずしも区長への提言に関する活動だけではない。

○福島委員長

- ・ 今の修正案では提言に関する活動に限定され範囲が狭いという意見である。前回の議論までは中津原副委員長の今の意見をイメージしていた。だが、前は提言に特化するための議論があったということである。

○渡邊委員

- ・ 前回までの案で良いと思っていた。「活動を行う」と書かれているので原案で問題ないと思う。

○福島委員長

- ・ これからの区民会議のあり方について、活動の内容を狭めた方が区民会議の活動がしやすいのであれば狭めた書き方も可能である。

○渡邊委員

- ・ 現状の修正案で良い。今は提言しかできないようになっていることに不満はある。提言のために議論を重ねていくだけでなく、実際の調査や行動が伴うと思う。これでは限られるか。

○中津原副委員長

- ・ 原案ではテーマが限られる。

○渡邊委員

- ・ 新しいことに自発的に取り組めないということか。各区で現状は異なる。

○高橋委員

- ・ 「これに関係する」という文言を削除すれば良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 「その他必要な活動」では違和感があるので、「区民に身近なまちづくりのための活動」ということを書ければ良い。

○福島委員長

- ・ 「区における身近なまちづくりのための活動」とした方が限定されるが、取り組める活動は広い。かつては取り組みを広げることが良くなかったということであったが、その懸念がなく、積極的に取り組むことが必要なのであれば、中津原副委員長の提言で良いか。渡邊委員の趣旨も同様のことである。

○湯浅委員

- ・ 「区民会議及び市民活動ネットワークに関する基本方針」で区民会議の設置目的を「区長に提言する」とことと「多様化する区民ニーズに対応するため、区民と行政をつなぎ、区民の意見を吸い上げるためのパイプ役」という二つが明示されている。「提言等」では区長からの依頼に対し提言をすることと同時に、委員である区民が主体的に行動できない、または提言だけしか読み取れないのであれば、もう一工夫必要である。

○中津原副委員長

- ・ その基本方針はイベントによる負担が大きかったこれまでの反省に基づき改正されたものである。自治基本条例はロングスパンに考えているので、その先の発展を踏まえ幅広に考えた方が良い。その基本方針から逸脱していけないわけではない。

○福島委員長

- ・ 自治基本条例が今後のまちづくりの方向性を示すものなので、将来を見据えたものの方が良い。先ほどの中津原副委員長の修正案を採用したい。
- ・ 続いて、「1. 最終報告書の基本的な考え方」の検討に移りたい。

○事務局

- ・ 前回、事務局で整理することになった。全体的に整理したが、特に「(2) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか」と「(3) さいたま市の自治基本条例の役割と特徴」については修正点が多い。先ほどの議論で(3)に法令用語について書き加えることになったので、その修正も行いたい。

○福島委員長

- ・ 修正については事前にメールで送付している。担当した委員から何か指摘はあるか。
- ・ (3)について、「ですます調」としたことだけでなく、先ほど「ものします」について議論した内容を書きこみたい。

○中津原副委員長

- ・ そのことについては書かなくても良いのではないか。「日常的な用語を使うように努めました」は削られている。現状ではそのようになっていない。

○事務局

- ・ 先ほどの議論では、法令用語も市民に分かりやすくするための議論があったことを書き込むということだったがどうか。

○福島委員長

- ・ 実際にはできなかったが、そのような意見が出たことを書くか。

○中津原副委員長

- ・ 報告書なので書いても良い。

○福島委員長

- ・ 書かなくても良いのであればそれで良い。

○高橋委員

- ・ どちらでも良い。

○福島委員長

- ・ 中津原副委員長に判断いただき、書き込むのであれば書き込む。

○中津原副委員長

- ・ (3)については主にその点が修正点である。
- ・ 多少重複はあるが、全体的に良いと思う。(1)～(4)を独立して読む場合もあるが、問題はない。

○事務局

- ・ 事前に委員から語句の修正意見があったが、修正済みである。

○福島委員長

- ・ 「1. 最終報告の基本的な考え方」についての議論は以上とする。何か気になる点があればメールしてほしい。

○中津原副委員長

- ・ 「(5) 検討の経過」については何か意見はあるか。「合計〇回」や<ゴール>については後から書き込む。広報チームや各部会等の設置についても書いている。

○事務局

- ・ 事務局で細かい部分はチェックする。

○福島委員長

- ・ 「2. 条例(素案)の構成」について、続いて議論したい。

○事務局

- ・ 前回と比べ、見せ方を変えた。また、章ごとに説明を加えた。内容に問題がなければ、デザインについて後からでも構わないので意見をいただければ考える。

○中津原副委員長

- ・ 一般的に「～～(第〇条)」とする方が良いのか。

○事務局

- ・ 目次では「第〇条(～～)」とするが、ここは目次ではないため、このようにした方が分かりやすいと考えた。

○福島委員長

- ・ あるテーマがどの条に書かれているのかを示している。
- ・ 続いて、「4. Q&A」の修正について検討したい。

○事務局

- ・ 前回の議論に基づき、(1) (3) (8)を修正した。
- ・ (1)は、第4条とあわせ、「市政を含むまちづくり全体に関係し、これらを支え、その方向性を示すもの」と修正した。(3)は、前回、「直接的に市民生活に関係する影響を及ぼすようなものではないのかもしれませんが」と書いていたが、「徐々に効果がでてくる」という趣旨で修正し、文章の構成を直している。(8)については、市民参加の市の取り組みで「新たな取組への工夫」を書き加えるという意見であった。その後、議会への参加や協働について意見を頂いたので修正している。また、最後の文章で、この条例が「市民参加を推進していくための『推進役』となることを期待している」という旨に修正した。

○中津原副委員長

- ・ 「推進役」について、以前はきっかけ、「契機」としていた。

○事務局

- ・ その点について、委員より事前に意見をいただいたので「推進役」に修正した。

○福島委員長

- ・ 何か意見はあるか。

○堀越委員

- ・ (3)で最後に「信じています」で終わっている。信じているのは確かだが、検証していくことも書いておいた方が良いのではないか。「～信じています。そして、それを検証していくことも条例には定めています」と書き加えるのはどうか。検証する仕組みを担保していることを書いた方が良い。

○福島委員長

- ・ それで良いか。その他に何か意見はあるか。
- ・ それと、資料編については現在確認中である。

○事務局

- ・ 資料編は事務局で日付等の最終確認を行う。別冊の意見集は作業中である。

○中津原副委員長

- ・ ニュースレターもつけるのか。

○事務局

- ・ 最後に添付する。

○中津原副委員長

- ・ 第5号は発行していないので、第1号から第4号を添付することになるか。

○福島委員長

- ・ 最終報告書案を一通り見てきた。「はじめに」は作業中であるので、一任させていただきたい。同様に、最終報告書は微調整を行うだけなので、自分と事務局に一任させていただきたい。検討課題については結論が出たので、微調整を事務局と進め、報告書を作成したい。検討課題は全て検討したので、本日でさいたま市自治基本条例検討委員会を閉会する。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 最終報告書は本日の議論を踏まえて修正し、誤字脱字等の確認を行う。何か課題があれば福島委員長と相談しながら進めたい。

○福島委員長

- ・ 20ヶ月と予定よりかなり長く検討を行ってきた。多くの意見をいただき、また夏の暑い最中に作業していただき、ありがとうございました。最終報告書に関しては責任を持って作業する。最終報告ができた際に連絡する。